（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第五　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

○金融庁財務省告示第一号

経済産業省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から適用する。

平成二十四年二月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

財務大臣　安住　淳

経済産業大臣　枝野　幸男

第五十二条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

○金融庁厚生労働省告示第二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から適用する。

平成二十四年二月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

厚生労働大臣　小宮山洋子

第四十六条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

○金融庁農林水産省告示第四号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、次のように告示し、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から適用する。

平成二十四年二月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

農林水産大臣　鹿野　道彦

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「及び株式会社企業再生支援機構」を削り、同条第一項中「信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　信用保証協会等

二　株式会社企業再生支援機構

三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「及び株式会社企業再生支援機構」を削り、同条第一項中「信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　信用保証協会等

二　株式会社企業再生支援機構

三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構